

茨城県最低賃金の改正に伴う配分金の引き上げ及び

消費税インボイス制度の影響による事務費の引き上げについて

当センターの業務運営等につきましては、日頃から特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年10月12日より茨城県の最低賃金が、1,005円から69円引き上げられて1,074円（引き上げ率6.87%）に改正され、最低賃金の適用を受ける茨城県内の全ての労働者に適用されております。

当センターの業務は、発注者の皆様から依頼された仕事を当センターに登録する会員に提供し、会員は一事業者として請負又は委任という形で仕事を行っております。従いまして、“会員と発注者”あるいは“会員と当センター”の間には雇用関係がなく、最低賃金法の適用はありませんが、この度の最低賃金の改正に準じて配分金の引き上げをお願いするものでございます。

詳細は別紙1とおりでありますが、全体的に最低賃金の引き上げ率である6.87%程度の引き上げとなります。ご予算額の増になるかと存じますが最低賃金の確保を尊重していただきたくお願い申し上げます。

また、配分金引き上げに加え、令和8年10月1日から消費税インボイス制度の「免税事業者等からの仕入れに係る経過措置」による仕入税額相当額の控除割合が現在の80%から50%に引き下げられるため、免税事業者である会員と多くの取引を行う当センターの消費税納税額が増加いたします。

つきましては、はなはだ勝手ではございますが、別紙1のとおり作業料金（配分金及び材料費）に係る事務費率の改定を実施させていただきますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、発注者の皆様には、より一層満足していただけるようサービス向上等に努めて参りますので、引き続き当センターのご利用を重ねてお願い申し上げます。

別紙 1

配分金の引き上げについて

■配分金引き上げの適用日 令和8年4月1日

■配分金引き上げ表（一部抜粋）

作業内容	現行	引き上げ後
植栽作業後の整理、清掃（軽）、児童見守り	1,005 円	1,074 円
手取り除草	1,080 円	1,150 円
清掃（重）	1,040 円	1,110 円
刈払機除草、芝刈機除草、薬剤散布（背負い式）	1,190 円	1,270 円
樹木剪定	1,300 円	1,380 円
樹木伐採	1,530 円	1,630 円
薬剤散布（動力噴霧器）	1,760 円	1,880 円

事務費率の引き上げについて

■事務費引き上げ表

適用日等	事務費率
現行	12%
令和 8 年 10 月 1 日から	15%
令和 11 年 10 月 1 日から	20%(予定)